

## …………… 浄化槽をお使いの皆様へ ……………

浄化槽は「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施することが「浄化槽法」により義務付けられています。浄化槽法の規定に違反すると処罰されることがあります。浄化槽が正しく機能するために、適正な維持管理をしましょう。

### 保守点検を受けましょう

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整・消毒薬の補充等を4か月に1回以上実施しなければなりません。県の登録業者に委託してください。(処理方式や対象人員によって回数は異なります)

### 清掃を行いましょ

浄化槽内に汚泥が溜まると、臭いや水質悪化の原因になりますので、汚泥の引き抜き等を年1回以上行わなければなりません。市で許可されている業者に委託してください。

### 法定検査を受けましょう

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。保守点検業者に委託できます。

使用開始後3～8か月以内に受ける水質検査

年に1回の定期検査(保守点検や清掃が適正に行われているかを確認します)

業者による維持管理のほかに次のようなことに気をつけて、浄化槽と上手につきあいましょ。

- ◆トイレトーパー以外は流さない
- ◆浄化槽のマンホールの上に物を置かない
- ◆便器の清掃に塩酸などの劇薬を使わない
- ◆浄化槽ブロワの電源は切らない
- ◆油や調理くずなどは排水口へは流さない

ご不明な点は市環境課または、栃木県浄化槽協会(☎028-633-1650)までお問い合わせください。

## ちょっと一息

あなたもこのような会話をしていませんか？

家の雑木林にごみが捨てられて困るの



花子

どんなごみが捨てられてしまうの？



清子

会話の続きです。

花子 : 空き缶やペットボトルが多いけれど、先日は一般家庭のごみのようなものが捨てられちゃって。

清子 : ひどいことするのね。

花子 : 捨てられたごみを処分するのは、土地の所有者なのよ。

ごみは捨てられるし、処分費はかかるし、踏んだり蹴ったりよ。

清子 : 対策はないの？

花子 : 環境課に相談したら、不法投棄を防ぐにはできるだけ綺麗に管理して、看板を設置するなどしてくださいっていわれたよ。

清子 : 自分で看板作るの？

花子 : 看板は環境課で貸し出してくれるの。自分で設置することになるけれど。

清子 : それは助かるわね！

花子 : 自分の土地は自分で守らないといけないよね。これからは、常に注意しないと！

下野 : そうですね。特に雑木林などは管理が行き届かないでいると、不法投棄の格好の場となってしまう。適切な管理をすることで不法投棄は防ぐことができます。

**適正な管理で綺麗な環境を作りましょ！**